

新旧対照表（PayPay加盟店ガイドライン（PayPay残高決済、銀行残高決済用））

項目	2025年3月30日まで	2025年3月31日以降
<p><b>第3条(7)</b></p>	<p>（利用基準）</p> <p>（2020年12月21日以降契約分）</p> <p>以下の費目の支払いにPayPayマネー、PayPayポイントが利用できます。</p> <p>敷金、礼金、前家賃、日割り家賃、火災保険料金、家賃保証会社料金、仲介手数料、鍵交換、消毒料、消火器、コンシェルジュなどのオプション</p>	<p>（利用基準）</p> <p>（2020年12月21日以降契約分）</p> <p>以下の費目の支払いにPayPayマネー、PayPayポイントおよびPayPay銀行残高が利用できます。</p> <p>敷金、礼金、前家賃、日割り家賃、火災保険料金、家賃保証会社料金、仲介手数料、鍵交換、消毒料、消火器、コンシェルジュなどのオプション</p>